

【水道課からのお知らせ】～水道の凍結等について～

水道の凍結にご注意願います！

寒い日がまだまだ続きます。寒さが一段と厳しくなる2月は、水道管の凍結が多くなります。水道管が凍結すると水道が使えなくなるばかりでなく、修理代などの思わぬ出費がかさむことがあります。

特に「外気温がマイナス4℃以下になったとき」、「旅行などで長期間使用しないとき」、「1日中、外気温がマイナスの真冬が続いたとき」はご注意ください。



水道料金の減免制度をご存じですか？

次に掲げる「①基本要件」のすべてに該当する方で、かつ「②世帯要件」のいずれかに該当する場合には、水道料金の一部が軽減される制度があります。

減免の申請の際には、次の内容について確認できるもの（受給者証等）と印かんをご用意のうえ、役場水道課の窓口までお越しください。

①基本要件 右の4つ すべてに 該当し

- ・町道民税が非課税の世帯であること。
- ・水道の用途区分が「一般用」であること。
- ・減免申請者が水道の使用名義人であること。
- ・生活保護法による生活扶助を受給していないこと。



①と②を
確認出来るものと、
印かんを持って
水道課で申請

②世帯要件 右の4つの いずれかに 該当すると

- ・高齢者世帯：満70歳以上のひとり暮らし世帯または満70歳以上の方のみの世帯
- ・ひとり親等世帯：児童扶養手当または遺族基礎年金を受給している世帯
- ・身体障がい者世帯：身体障害者手帳（1、2級）の交付を受けている方を有する世帯
（ただし、該当者が病院や社会福祉施設に入院または入所している場合を除く。）
- ・特殊事情世帯：その他、災害等の事情により、特に町長が認めた世帯

通常料金と減免後の料金の比較

	基本料金（7m ³ まで）	超過料金（1m ³ につき）
通常の水道料金	1,826円	270円
減免後の水道料金	1,588円	235円

（例）一般用口径13ミリで1か月の使用量が15m³の場合

・通常 1,826円 + (15m³ - 7m³) × 270円 = 3,986円

・減免後 1,588円 + (15m³ - 7m³) × 235円 = 3,468円

3,986円（通常） - 3,468円（減免後） = 518円の軽減

水道料金
一部軽減

水道料金の納期内納付をお願いします！

水道事業は、皆さまにお支払いいただいている水道料金が大きな収入源となっています。

水道料金を滞納しますと、水道事業運営に支障をきたすとともに、他の使用者との負担の公平性を欠くことから、水道料金の納期内納付にご協力をお願いします。

水道課では、3か月以上水道料金のお支払いを怠りますと、大変不本意ではありますが給水停止をしています。

その様な事にならないよう、お支払いが困難になった場合は、水道課までご相談ください。

問合せ 水道課 業務グループ ☎21-2130

【北海道労働局からのお知らせ】～石綿による疾病の補償・救済について～

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労働者災害補償保険法に基づく各種保険給付や石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、北海労働局または小樽労働基準監督署にご相談ください。

問合せ 北海道労働局 労働基準部労働補償課 ☎011-709-2311